

第6-6図

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の概要

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



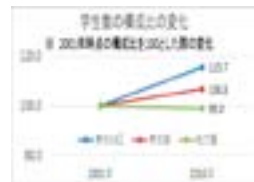
- 地方公共団体は、計画の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※)文科省計上分を合わせ国費97.5億円(R元年度政府予算額)(H30年度95億円)

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。



(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

○ 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。
(参考:2018年時点の東京圏への転入超過数は約13.6万人。)

(出典) 内閣官房資料

第5節 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

1 次世代競技者の育成（文部科学省）

東京開催が決定した2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、我が国の代表選手の活躍が不可欠である。平成30(2018)年度は、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、2020年及びそれ以降の国際競技大会等で活躍が期待される次世代競技者の発掘・育成・強化について、スポーツ関係団体及び都道府県体育・スポーツ協会等と連携しながら実施した。令和元(2019)年度も引き続き、地域ネットワークを活用しながら戦略的にオリンピック競技・パラリンピック競技一体でこうした取組を実施していくこととしている。

2 新進芸術家等の育成（文部科学省）

文部科学省では、若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ高度な技術・知識を習得するための研修(公演・展覧会など)や、国際的なシンポジウムにおける交流の場を提供している。